

令和3年度第1回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 令和3年8月6日（金） 14時00分～15時00分

■場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・菊池委員・長原委員・小佐野委員・北原委員・松原委員

【石狩市長】

加藤龍幸

【事務局】

大塚保健福祉部長・上田健康推進担当部長・宮野福祉総務課長・富木保健推進課長
鍋谷高齢者支援課長・廣瀬保健推進課主査・田村保健推進課主任・小松平保健推進
課主任

■欠席者 若狭委員

■傍聴者 なし

■会議次第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 会長・副会長選出
- 4 諮問書交付
- 5 審 議（諮問）
 - ・前立腺がん検診の自己負担額について
- 6 答 申
- 7 報告案件
 - ・福祉施設使用料の改定について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開 会

○宮野課長

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから「令和3年度第1回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

私は、本審議会の事務局を担当しております福祉総務課長の宮野と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。本日、会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。

続きまして、会議次第2、市長挨拶でございます。

加藤市長よりご挨拶申し上げます。

2 市長挨拶

(市長挨拶)

3 会長・副会長選出

○宮野課長

次に、会議次第3、会長・副会長選出でございますが、選出の前に、本日は委嘱後初めての審
議会でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

(委員自己紹介)

○宮野課長

どうもありがとうございました。

それでは、私ども事務局職員からそれぞれ自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○宮野課長

以上、事務局職員の紹介をさせていただきました、改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、石狩市社会福祉審議会条例第5条に基づきまして、会長並びに副会長の選出に移り
たいと思います。会長・副会長の選出方法でございますが、特にご意見等がないようでしたら、
事務局案を提示させていただきまして、ご了承いただくことで選出させていただきたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局案を申し上げます。

会長に学識経験者の鈴木幸雄様、副会長には同じく学識経験者の白戸一秀様をお願いしたいと

考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、会長に鈴木幸雄様、副会長に白戸一秀様、よろしくお申し上げます。それでは、早速で恐縮ですが、ただいま選出されました鈴木会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○鈴木会長

(会長挨拶)

○宮野課長

どうもありがとうございました。議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。事前に送付しております資料のうち、審議会委員名簿の役職等について誤りがございました、大変申し訳ございません。正しいものを差し替えまして机上の方に配布させていただいております。ご確認のほどお願いいたします。

改めまして本日の資料ですが、事前に送付しております「会議次第」、「資料1 前立腺がん検診の自己負担額について」、只今修正させていただきました「審議会委員名簿」、「社会福祉審議会条例」のほか、本日配布しております「資料2 高齢者生きがい福祉施設使用料の改定について」の5点になります。

お手元にございますでしょうか。不足等がありましたら事務局の方にお申し出ください。

最後に私からご報告させていただきます。本日の審議会は、石狩市社会福祉審議会条例第6条に規定する委員の過半数が出席され、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、この後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。

鈴木会長よろしくお願いたします。

○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきたいと思いますが、議事に入る前に議事録の作成方法について確認したいと思います。

本審議会は、諮問案件がある場合は「全文筆記」とし、会長及び会長が指名する署名委員2名の署名により作成、またそれ以外の場合については「要点筆記」とし、会長のみの署名をもって作成したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしとのことですので、そのように作成するということで決めさせていただきます。それでは、会議を進めてまいります。

会議次第 4、諮問書の交付になります。事務局から説明願います。

4 諮問書交付

○宮野課長

それでは、本日の諮問案件「1. 前立腺がんの自己負担額について」を本審議会に諮問させていただきます。

○加藤市長

石狩市社会福祉審議会条例第 2 条に基づく諮問について、下記の通り貴審議会の意見を求めます。諮問案件「前立腺がん検診の自己負担額について」です。

どうぞよろしく願います。

5 審 議 (諮問)

○鈴木会長

それでは審議に入りたいと思いますが、諮問案件の審議がございますので議事録署名委員の指名をさせていただきます。北原委員と松原委員のお二人をお願いしたいと存じます。

よろしく願います。

それでは、審議に入ります。

「1. 前立腺がん検診の自己負担額について」を議題といたします。

はじめに事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○富木課長

保健推進課の富木と申します。私から「1. 前立腺がん検診の自己負担額について」ご説明させていただきます。

はじめに「1. 諮問の趣旨」についてであります。現在、石狩市では厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させる事を目的に、同指針に掲げる「胃がん検診」「子宮がん検診」「肺がん検診」「乳がん検診」並びに「大腸がん検診」の 5 種類のがん検診を実施しております。

「前立腺がん検診」は、同指針に掲げられていないがん検診になりますが、男性の部位別罹患率の第 1 位となっていることから、既に全国 1,737 市区町村中、1,403 市区町村が実施しており実施率は 80%を超える状況にあります。

こうした背景から、石狩市においても市民に「前立腺がん検診」の受診機会を提供し、早期発見・早期治療に結び付けることを目的に、今年度から「前立腺がん検診」を新たに検診項目に追加し、市民の健康増進を図るものであり、この度、本市が「前立腺がん検診」の自己負担額を設定するにあたり、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものでございます。

次に「2. 前立腺がん検診の対象者」についてですが、対象者は満 50 歳以上 80 歳未満の男性

とし、同一人について年度毎に1回の受診としますが、検診はがんの発見を目的に実施するものであり、既に前立腺の疾患で治療中若しくは経過観察中の方は検診の対象者から除かれることとなります。

次に「3. 石狩振興局管内の状況」ですが、管内では3市が「前立腺がん検診」を実施しており、札幌市は対象年齢が50歳～69歳で自己負担額が500円、北広島市が40歳以上で自己負担額が600円、千歳市が50歳以上で自己負担額が1,000円となっており、対象年齢や検診費用の自己負担額は自治体毎に独自の設定となっております。

次に「4. 自己負担額の算出根拠について」ですが、新たに実施する「前立腺がん検診」については、本市と隣接する札幌市を参考に、市民の負担軽減を図り、多くの方が受診できる環境を整えるため自己負担額を「500円」と設定いたしました。

なお、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方については、事前に自己負担額免除申請を行うことにより、他のがん検診と同様に「前立腺がん検診」の自己負担額についても免除する取扱いとしたところであります。ご説明は以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。

只今説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。

事前に長原委員から質疑を受けておりますので、改めて質疑の趣旨を説明していただき事務局から回答をお願いしたいと思います。

○長原委員

事前に提出させていただきました質問意見書に記載してありますが、少し立ち入って内容をご説明申し上げたいと思います。

前立腺がん検診を石狩市のがん検診に追加することについて私は大賛成であります。本来ですともっと早くしても良かったかなと思うくらいです。また500円の自己負担額の設定についても大変妥当な金額だと受けとめるところでございます。

そこで質問ですが、市民からは10年以上前からかなり前立腺がんについて市の検診項目に加えて欲しい、他の市町村もたくさんやっているのですかという意見はたくさん出されました。色々な機会にそういう声は市の行政にも反映されていたと思いますが、しかし市のこれまでの方針として、一つは国の指針にそれは無いと、ですから国の指針に従って石狩市は5大がん検診を中心に進めるという事が一つの立場です。

また、その根拠としては、国のがん検診に関する審議会が確かありまして、その中での専門家のご意見として前立腺がんはほとんどの人が罹患する、かなり罹患率が高いと、そういう中ではほとんど健康で現実的には日常生活に影響を与えない人もたくさんいる、そういう人を無理矢理、言い方は変ですが、それを発見することによってかえって不安感を広げたり、不必要な治療につながるというような可能性もある。

また、それなりに前立腺がんは進行が遅いため、発見されてもそれなりの治療、対策はできるという専門家委員会の見解だったと記憶しています。それが一つの石狩市としての根拠として、

がん検診についてはエビデンスが十分でないということが一つの根拠としてこれまではそれを実施しないできた。しかしこの度改めて実施項目に加えられたということは良いことだと思いますが、これまでの経過に照らして、改めてどういう説明を市民になされるのかその詳しい説明と経緯経過を含めたご説明を頂ければと思います。以上でございます。

○鈴木会長

はい、よろしくお願いします。

○富木課長

長原委員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでも市民の要望等につきまして市議会においても、前立腺がんの導入を検討すべきという議論がなされたことは私も承知しております。現時点においても前立腺がんが国の指針に掲げる5つのがん検診に含まれていないという状況は変わっていないところでありますが、既に8割を超える多くの自治体を実施していることに加えまして、石狩医師会との協議の中においてもがん検診の項目の一つとして、前立腺がんの早期発見・早期治療が結果として市の医療費の削減にも繋がることのご助言もございました。そうしたことで本市においても、成人の保健事業における市民サービスの向上を図るため、今年度から新たに検診項目に加えたところです。以上です。

○長原委員

概ね了解したところで、このがん検診を市の検診項目に加えるということは、私は基本的には賛成ですので以上でご質問を終わらせて頂きます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

それではその他の委員の方で質疑等がございましたらお願いいたします。

○菊池委員

検診自体というよりも50歳以上80歳未満の男性の人数の今後の増減はどのように予想されていますか。今後対象者が増えるのか減っていくのかその辺を教えてください。

○富木課長

菊池委員のご質問にお答えいたします。今後対象年齢の方が増えていくかどうかというご質問ととらえていますが、本市の人口構造からみますと対象年齢の方は毎年増えていきます。

○鈴木会長

よろしいですか。

○菊池委員

わかりました。

○鈴木会長

では他にございませんか。はいお願いいたします。

○松原委員

年齢のことについてですが、50歳から80歳ということですが、家族の中で前立腺がんの方が近親者にいる方であれば、例えば希望した場合には有料で受けられるとか、そういうようなところは明記されたりするような予定なのでしょうか。

○鈴木会長

いかがでしょうか。お願いいたします。

○廣瀬主査

只今のご質問にお答えいたします。

集団検診の際に、これまでもオプションとして2,000円前後の金額で検診受診をする機会はありましたが、検診機関で扱う対象年齢についても50歳以上ということがハイリスクで50歳以上の方ということで規定されております。

○鈴木会長

よろしいですか。

○松原委員

はい、ありがとうございます。

○鈴木会長

他にございませんか。

○松原委員

80歳未満と規定されたことについて何か根拠を踏まえてなのか教えて頂けたらと思いました。

○富木課長

松原委員の重ねてのご質問にお答えいたします。

今回の年齢条件の設定についての根拠ですが、日本泌尿器科学会で前立腺がん検診のガイドラインというものを出版していますが、前立腺がん検診による死亡率低下効果が確定しているのが50歳から69歳の年齢層です。一方で海外の推奨レベル等の文献を見ると検診を中止する年齢を設定するのは難しいということがありまして75歳までの推奨というものもあります。

また75歳を超えても著しく健康な方につきましてはそういう受診機会を提供すべきと言った提案もあります。確かに高齢になればなるほど積極的な治療を行っても余命の延長が得られず過剰治療による合併症等の恐れもあるということです。

また専門医からもがんの進行がステージ4でも10年生存率が非常に高い進行の遅いがんだということもあり、ある程度受診できる年齢を制限して、あまりにも高齢な方が受診しても効果が得られないこともあり、80歳未満を年齢設定してはいかがかという専門家からのアドバイスもありました。そういったことでガイドラインとか専門家からの意見も踏まえつつ対象年齢を設定させていただいたところではあります。

○松原委員

ありがとうございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。他の委員の方でご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか、それでは他にご質問がなければ「前立腺がん検診の自己負担額について」の説明と質疑を終わります。本日の意見などを踏まえ答申書案を作成してまいりますので10分程休憩を賜りたいと思います。

(10分休憩)

○鈴木会長

それでは会議を再開いたします。

事務局より答申案を議員の皆さまに配布しますので内容のご確認をお願いいたします。

答申案について修正等ございますでしょうか。

では、答申書についてはお示しした内容により答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということで市長へ答申書を渡したいと思います。答申書を作成しますので暫時休憩といたします。

(休憩)

○鈴木会長

それでは会議を再開します。答申書を加藤市長へ渡したいと思います。

6 答 申

石狩市長加藤龍幸様、「前立腺がん検診の自己負担額について」の答申です。

令和3年8月6日付石福総第918号で諮問を受けた事項について下記の通り答申する。

前立腺がん検診はがんの早期発見・早期治療を目的に実施し市民の健康増進を図るものであり、その負担額は他のがん検診と同様に受診者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものであることから、妥当であると判断する。

○加藤市長

どうもありがとうございました。

7 報告案件

○鈴木会長

「前立腺がん検診の自己負担額について」の審議は以上で終了いたします。

次に 会議次第7. 報告案件「福祉施設使用料の改定について」に入ります。事務局より資料が提出されていますので資料の説明をお願いいたします。

○鍋谷課長

高齢者支援課長の鍋谷です。私から「高齢者生きがい福祉施設使用料の改定について」ご説明申し上げます。

本日配布の資料2をご覧ください。

初めに使用料改定の基本的な考え方についてであります。本市における使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより、本来設定すべき金額とのかい離が生じてくる可能性があることから「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」において定期的な料金見直しのサイクルを概ね3年ごとと定めています。

平成29年4月の前回改定時から5年が経過し、この間に消費税率の引上げや、維持管理コストが増加していることから、実態調査を踏まえた改定を行うことといたしました。

施設使用料の改定にあたっては、原価計算方式によるコストの算定、行政負担や受益者負担の負担割合の明確化、受益者負担の急激な上昇を防ぐため上限改定率の設定を原則として現行料金の1.5倍から2倍まで定期的な料金見直しサイクルの確立を基本としています。

今回の使用料の改定において、保健福祉部局が所管する表記の3施設の使用料を現行の100円から200円とする改定案をお示ししたところです。

いずれの施設も浴室の利用料金となっており、施行は来年4月1日を予定しております。これら3施設を含む改定案の審議については「石狩市使用料、手数料等審議会」で諮問され、7月14日までパブリックコメントが実施されました。

7月29日開催された同審議会において、高齢者の料金については特段の配慮が必要と考え、急激な値上げによる利用者負担を軽減し、最大50%の値上げとする旨の答申がなされ、この意見を踏まえ、それぞれの利用料金を150円とする最終案で提示をする予定です。

以上ご報告とさせていただきます。

○鈴木会長

ただいま説明がありました。事前に長原委員からご質問を受けておりますので、改めてその趣旨を発言していただき、事務局からご回答をいただきたいと思います。

長原委員お願いいたします。

○長原委員

質問という意味ではなくて、意見として述べさせてもらったつもりです

具体的な内容は事前の資料配布の中では聞いておりませんが、今日改めてご説明いただきまして100%の値上げから50%の値上げに抑えたというご報告をいただきました。

私は元々公共料金が今日の物価や状況からして、確かにコストの上昇があるかもしれないが他の物価が一気に100%値上げというのは一般的にはありえないわけで、公共料金だけがこういうことが通るといえるのは如何なものかという疑問は常々思っております。

基本的な理由はそれぞれあるのですが、社会常識というか社会的な状況ということは、行政の執行においても大変必要な要素だと考えていて、そういう意味において今回50%の値上げで抑えられたと、50%でもどうかと思う気持ちがありますがそれは妥当だったのではないかと思います。

今後も料金改定というのは起きるでしょうが、実際それを使っておられる高齢者の皆様にとっては、実は市民生活にはなかなか厳しいものがあるって100円、200円単位の料金がそれなりの高齢者にとっては重いものだということを是非ご理解いただければと思ひましてこういう意見を述べさせていただきます。以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。事務局の方はよろしいですか。お願いします。

○鍋谷課長

長原委員のご意見に私の方からお答え申し上げます。

実はこの度の施設使用料の改定にあたっては、今回この3施設に限らず長原委員の意見と同様等、値上げには反対するといったご意見も寄せられております。先ほど私どもの使用料、手数料の基本的な考え方をお示しさせていただきましたが、しかしながら今回この3施設についても前回の料金改定から14年が経過して、やはり時間の経過とともに維持管理コストも増加しております。

やはり施設を利用する方と、利用されない方の公平性と公正性の観点からも定期的な利用料の見直しは必要と考えております。

ただし今回使用料、手数料等審議会においてパブリックコメントでもこういった意見を頂いた中で、今回コミセン等の一般開放における高齢者や高校生にも配慮が必要ではないかといった答申も頂いております。

その点を踏まえてこの度50%の範囲で利用料金を150円と設定させていただいた通りでございます。この点を含めこの度の料金改定にご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。よろしいですか。

その他の委員の方でご質問やご確認事項はありませんか。

○松原委員

お聞きしたいのですが、コロナの関係で結構こうした施設を利用する方も札幌の手稲区なども減ってきている状況ですが、そういったあたりは石狩市の場合はどうなっているのでしょうか。

○鍋谷課長

只今のご質問に私の方からお答え申し上げます。

ご質問の通りやはり入場者数等を見ていると昨年度についてはかなり下がっております。というのも私どもがコロナ禍において緊急事態宣言等あった場合にこういった施設を休止せざるをえないという事情もありまして、昨年度については大幅な減少となっております。

現在、一部こういった施設については、「りんくる」の中にある施設なので、集団接種を行わない日においては解放させていただいておりますが、また今後も感染状況等を踏まえてその辺を配慮しながら行っていきたいと思っております。以上です。

○松原委員

なかなか利用する人も少なくなってきていると、光熱費等もかかるという話も聞いていますので、ちょっとお聞きしました。ありがとうございました。

○鈴木会長

ありがとうございました。他に委員の方で何でも結構です、ございませんでしょうか。

なければ以上で本日の議事については終了いたしました。その他事務局から何かございますか。

○宮野課長

特にございません。

9 閉 会

○鈴木会長

それではこれにて「令和3年度第1回石狩市社会福祉審議会」を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 9 月 2 日

会 長 鈴木 幸 雄

署名委員 北 原 益二郎

署名委員 松 原 三智子
